

支部一覧表

令和6年6月現在

支部名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
北海道	060-0004	札幌市中央区北四条西4-1 札幌国際ビル3階	011-261-6186	011-251-2305
青森	030-0803	青森市安方2-9-13 青森県建設会館内	017-732-6152	017-722-7617
岩手	020-0873	盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階	019-622-4536	019-653-6113
宮城	980-0824	仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館6階	022-263-2973	022-263-3038
秋田	010-0951	秋田市山王4-3-10 秋田県建設会館内	018-823-5495	018-865-2306
山形	990-0024	山形市あさひ町18-25 山形県建設会館4階	023-632-8364	023-624-7391
福島	960-8061	福島市五月町4-25 福島県建設センター内	024-523-1618	024-522-4513
茨城	310-0062	水戸市大町3-1-22 茨城県建設センター内	029-225-0095	029-225-1158
栃木	321-0933	宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館2階	028-639-2611	028-639-2985
群馬	371-0846	前橋市元総社町2-5-3 群馬建設会館内	027-252-1666	027-252-1993
埼玉	336-8515	さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建産連会館内	048-861-5111	048-861-5376
千葉	260-0024	千葉市中央区中央港1-13-1 千葉県建設センター5階	043-246-7379	043-203-5020
東京	104-0032	中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館内	03-3551-5242	03-3552-5354
神奈川	231-0011	横浜市中区太田町2-22 神奈川県建設会館内	045-201-8454	045-201-2767
新潟	950-0965	新潟市中央区新光町7-5 新潟県建設会館内	025-285-7117	025-285-7119
富山	930-0094	富山市安住町3-14 富山県建設会館内	076-432-5576	076-432-5579
石川	921-8036	金沢市弥生2-1-23 石川県建設総合センター内	076-242-2608	076-241-9258
福井	910-0854	福井市御幸3-10-15 福井県建設会館内	0776-24-1015	0776-27-3003
山梨	400-0031	甲府市丸の内1-13-7 山梨県建設会館内2階	055-235-4421	055-233-9572
長野	380-0824	長野市南石堂町1230 長建ビル内	026-228-7200	026-224-3061
岐阜	500-8382	岐阜市藪田東1-2-2 岐阜県建設会館内	058-276-3744	058-273-3138
静岡	420-0851	静岡市葵区黒金町11-7 大樹生命静岡駅前ビル12階	054-255-6846	054-255-5590
愛知	460-0008	名古屋市中区栄3-28-21 愛知建設業会館内	052-243-0871	052-242-4194
三重	514-0003	津市桜橋2-177-2 三重県建設産業会館2階	059-253-6505	059-228-6143
滋賀	520-0801	大津市におの浜1-1-18 滋賀県建設会館内	077-522-3232	077-522-7743
京都	604-0944	京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町645 京都建設会館内	075-231-4162	075-241-3128
大阪	540-0031	大阪市中央区北浜東1-30 大阪建設会館1階	06-6941-3650	06-6941-3489
兵庫	651-2277	神戸市西区美賀多台1-1-2 兵庫建設会館内	078-997-2333	078-997-2344
奈良	630-8241	奈良市高天町5-1 奈良県建設会館内	0742-22-3345	0742-22-3346
和歌山	640-8262	和歌山市湊通丁北1-1-8 和歌山県建設会館内	073-436-1327	073-426-3987
鳥取	680-0022	鳥取市西町2-310 鳥取県建設会館内	0857-24-2281	0857-24-2283
島根	690-0048	松江市西嫁島1-3-17 島根県建設業会館内	0852-21-9004	0852-31-2166
岡山	700-0827	岡山市北区平和町5-10 岡山建設会館内	086-225-4133	086-225-5392
広島	730-0013	広島市中区八丁堀11-28 朝日広告ビル5階	082-221-0138	082-221-7898
山口	753-0074	山口市中央4-5-16 山口県商工会館4階	083-924-9466	083-921-2655
徳島	770-0931	徳島市富田浜2-10 徳島県建設センター2階	088-622-3113	088-652-7609
香川	760-0026	高松市磨屋町6-4 香川県建設会館内	087-851-7919	087-821-4079
愛媛	790-0002	松山市二番町4-4-4 愛媛県建設会館内	089-943-5406	089-933-0168
高知	780-0870	高知市本町4-2-15 高知県建設会館内	088-822-6181	088-823-5662
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館2階	092-477-6734	092-477-6726
佐賀	840-0041	佐賀市城内2-2-37 佐賀県建設会館内	0952-26-2778	0952-24-9751
長崎	850-0874	長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館3階	095-893-7000	095-826-2289
熊本	862-0976	熊本市中央区九品寺4-6-4 熊本県建設会館内	096-366-5111	096-363-1192
大分	870-0046	大分市荷揚町4-28 大分県建設会館内	097-536-4800	097-534-5828
宮崎	880-0805	宮崎市橋通東2-9-19 宮崎県建設会館内	0985-20-8867	0985-20-8889
鹿児島	890-8512	鹿児島市鴨池新町6-10 鹿児島県建設センター内	099-257-9216	099-256-9681
沖縄	901-2131	浦添市牧港5-6-8 沖縄県建設会館2階	098-876-5214	098-870-4565

本部担当部署一覧表

本部	170-8055	東京都豊島区東池袋1-24-1	ニッセイ池袋ビル20階	(月～金 9:00～17:00)
企画調整課	制度全般	03-6731-2830～2831		
電子申請課	電子申請関係	03-6731-2832		
業務課	契約関係	03-6731-2849	退職金関係	03-6731-2846～7
	更新関係	03-6731-2850	移動通算関係	03-6731-2851
事業推進課	ホームページ・広報関係	03-6731-2866～7		
履行調査課	各種調査関係	03-6731-2843		
経理課	共済証紙関係	03-6731-2871～2		

各相談コーナー

170-8055	東京都豊島区東池袋1-24-1	ニッセイ池袋ビル16階	TEL.03-6731-2841	FAX.03-6731-2896
104-0032	東京都中央区八丁堀2-5-1	東京建設会館内	TEL.03-3551-5276	FAX.03-3206-8110

他の事業本部との提携

その他の退職金制度については、下記へお問い合わせください。

●中小企業で働く従業員の方

中小企業退職金共済事業本部 TEL03-6907-1234

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

●中小企業の個人事業主または会社等の役員を対象とした退職金制度

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 TEL050-5541-7171

<https://www.smrj.go.jp/>

●清酒製造業、林業で期間を定めて雇用されている方

清酒製造業退職金共済事業本部 TEL03-6731-2887

<https://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/>

林業退職金共済事業本部 TEL03-6731-2887

<https://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

さらに詳しい内容はコチラから

建退共

検索



制度とは

KENTAIKYO

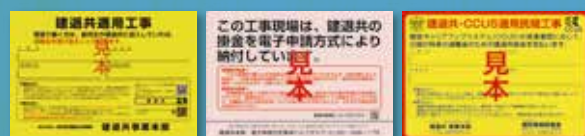
この制度は、「中小企業退職金共済法」という法律により**国が作った退職金**掛金を充当し、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、

制度です。事業主の方が、建設現場で働く労働者の働いた日数に応じて、建退共から退職金を支払うという、**業界全体での退職金制度**です。

国の制度 6建退共の特長

現場標識(シール)

発注者から工事を受注した場合、現場事務所や工事現場の出入口等の見易い場所に現場標識を掲示してください。電子申請方式を採用した現場用、民間工事でCCUSを活用する現場用の標識もあります。各標識(シール)は建退共支部にて無料で配布しています。



1 安全確実かつ簡単

退職金は国が定めた基準により計算して、確実に支払われます。



4 掛金は損金扱い

事業主が払い込む掛金は、法人企業の場合は損金(法人税法施行令第135条1号)、個人企業の場合は必要経費(所得税法施行令第64条第2項)として全額算入できます。また、元請負人が負担した下請業者の掛金(充当した退職金ポイント及び共済証紙の現物交付)も、工事原価に算入できます。



2 退職金は企業間を通算して計算

勤め先が変わっても、建退共に加入している企業であれば、退職金を引き継ぐことができます。

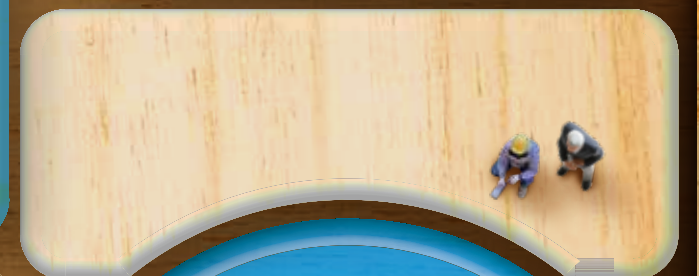
5 経営事項 審査で加点

公共工事の入札に参加するための経営事項審査において、建退共制度に加入し適正に履行している場合には、加点評価されます。



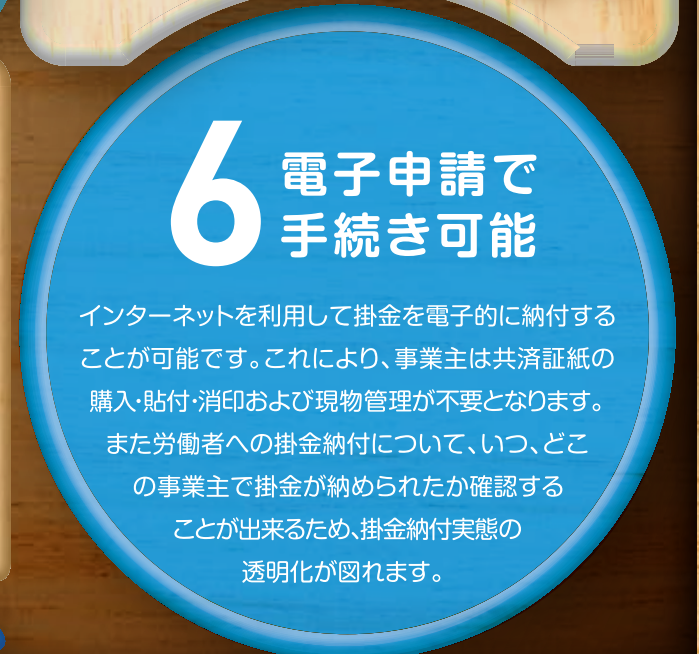
3 掛金が一部免除

新たに加した労働者(被共済者)については、国が掛金の一部(初回交付の共済手帳の50日分)を補助します。



6 電子申請で 手続き可能

インターネットを利用して掛金を電子的に納付することが可能です。これにより、事業主は共済証紙の購入・貼付・消印および現物管理が不要となります。また労働者への掛金納付について、いつ、どここの事業主で掛金が納められたか確認することが出来るため、掛金納付実態の透明化が図れます。



STEP

1

契約できる事業主 加入できる従業員

契約できる事業主

日本国内で建設業を営む事業主であれば総合、専門、職別、元請、下請、日本法人、外国法人の別を問わず、専業でも兼業でも、また、建設業法の許可を受けているといないに関わらず、すべて加入できます。中小企業退職金共済制度に加入している事業主も、それぞれの制度の対象となる従業員がいる場合には両方の制度に加入できます。

加入できる従業員

建設業の現場で働く従業員であれば、ほとんどすべての人が建退共制度の対象者になることができます。国籍や大工・左官・とび・土工・電工・配管工・塗装工・運転工などの職種を問わず、また、月給制・日給制あるいは、工長・班長などの役付であるかどうかとも関係なく、すべて加入することができます。ただし、役員報酬を受けている方や本社等の事務専任社員、「中小企業退職金共済法」に基づく中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金共済制度に加入している方は加入することはできませんのでご注意ください。

一人親方の加入について

一人親方（一人親方とともに働く技能習得中の方も含まれます。）が集まって任意組合をつくり、当機構が規約や技能について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などは任意組合に雇われる労働者とみなすことにより、制度を適用することによりしております。
※一人親方が法人の代表者、あるいは役員報酬を受けている方は、加入することができません。

STEP

2

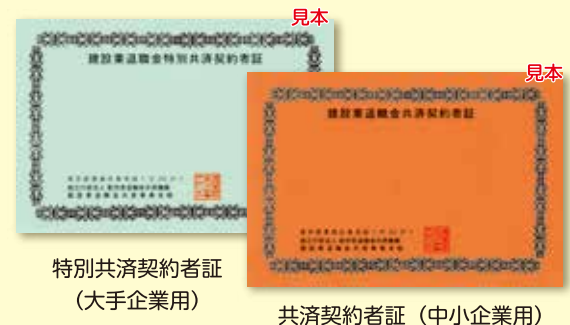
加入するには

「共済契約申込書」及び「共済手帳申込書（※）」に必要事項を記入して、各都道府県の建設業協会等にある建退共の支部にお申し込みください。加入の手続きに関して、費用はかかりません。
※電子申請方式を導入された場合は、追加の共済手帳申込はオンライン申請していただくことができます。

契約申込みによって 退職金共済契約が結ばれると、

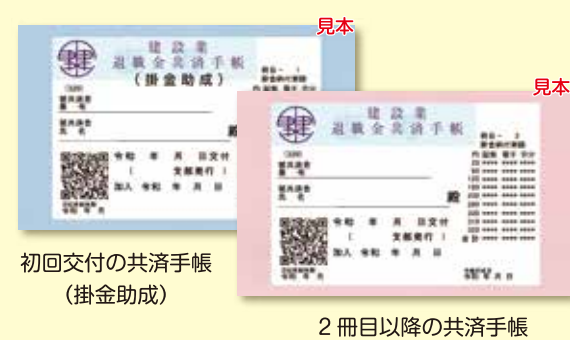
事業主には…

「建設業退職金共済契約者証」が交付されます。



労働者には…

「建設業退職金共済手帳」が交付されます。



STEP

3

掛金を納めるには

建退共制度は公共・民間工事を問わず、現場で働く人を雇ったときはすべて適用します。したがって、退職金ポイント・共済証紙を購入するのは、公共工事を受注したときだけでなく、民間工事のときも必要に応じて随時購入してください。

電子申請方式



電子申請方式を利用するには？

電子申請専用サイトを利用するための利用者IDと初期パスワードが必要です。
※利用者IDと初期パスワードは共済契約申込と同時に発行する「開通通知」に記載されています。

退職金ポイントの購入は？

ページまたは口座振替により「退職金ポイント」を購入してください。

就労実績ファイルの登録は？

電子申請専用サイトに就労実績を登録してください。

就労実績ファイルの作成は？

就労実績報告作成ツールに公共・民間工事を問わず働いた日数を入力し、就労実績ファイルを作成してください。

掛金の充当は？

建退共本部において、労働者（被共済者）の就労実績に基づき、あらかじめ購入された退職金ポイントを掛金へ充当（納付）します。

証紙貼付方式

共済証紙の購入は？

共済証紙には、赤色（中小企業用）と青色（大手企業用）の2つの種類があります。必要に応じて最寄りの金融機関で共済契約者証を提示して購入してください。



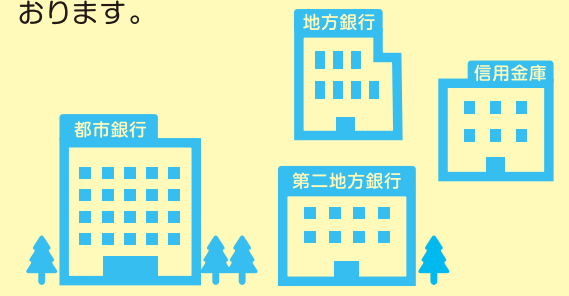
※掛金は全額事業主が負担するものであり、給与の天引き等で一部でも労働者に負担させることはできません。

共済証紙の貼り方は？

雇用している労働者に賃金を支払うつと（少なくとも月1回）、働いた日数分の共済証紙を共済手帳に貼り、消印をすることで掛金を納めたことになります。

取扱金融機関は？

都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・一部の信用金庫および信用組合などで取り扱っております。



電子申請方式について【基本的な流れ】

1 基本情報を登録

就労実績報告作成ツール（以下、「ツール」）に会社情報と雇用する被共済者の基本情報を入力します。

2 退職金ポイントの購入

電子申請専用サイト（以下、「専用サイト」）で必要な退職金ポイントをページまたは口座振替で購入します。

3 就労実績の入力

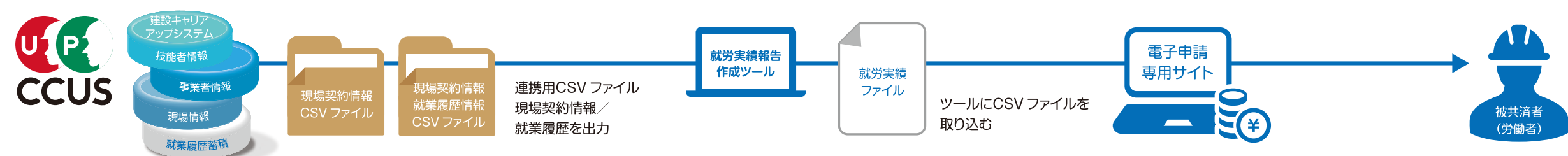
ツールに被共済者ごとの毎月の就労日数を入力します。

4 就労実績の登録（掛金の充当）

ツールから出力した就労実績ファイルを専用サイトに登録・承認することで掛金を充当します。掛金充当が完了後、専用サイトより「掛金充当書」が発行されます。

CCUSとの連携

CCUSから就業履歴をダウンロードし、ツールに取り込むことで、上記3「就労実績の入力」作業が省略できるため、さらに事務効率化が図れます。



STEP

4

共済手帳の更新について

「共済手帳更新申請書」又は「共済手帳更新申請書（掛金助成）」に必要事項を記入して、共済手帳を添えて各都道府県の建設業協会等にある建退共の支部に提出してください。

掛金助成手帳（1冊目）の更新

掛金助成手帳の証紙貼付欄に1日券200日分の共済証紙を貼り、掛金助成欄に50日分の消印をし終ったとき、または手帳に記載された次回更新時期が到来したら、更新手続きを行ってください。

2冊目以降の更新

共済手帳の証紙貼付欄に250日分の共済証紙を貼り終ったとき、または手帳に記載された次回更新時期が到来したら、更新手続きを行ってください。
※手帳に「次回更新時期」が記載されていない場合は、交付日から2年経過後に適宜更新手続きをお取りください。

STEP

5

労働者（被共済者）が 退職したときは

労働者が退職する際には、退職日までの就労日数に応じた掛金の納付を行い、共済手帳を必ず労働者本人に渡してください。
建退共制度で退職金が支給されるのは、労働者が事業所をやめたときではなく、建設業界で働かなくなったときです。
労働者が引き続き建設業界で働く場合には、新しい事業所が建退共に加入していれば、退職金の掛金納付を継続することができます。

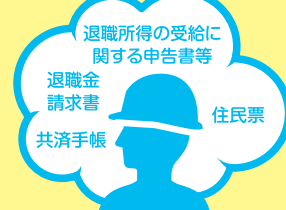


STEP

6

退職金を受け取るには

退職金は、労働者が建設業界で働かなくなったときで、かつ電子申請による掛金納付及び共済手帳に貼り終わった共済証紙の日数の合計が12月（21日を1か月と換算します。）以上になったときに受け取ることができます。退職金は、労働者（被共済者）又はその遺族からの請求により、その請求人の個人名義の普通預金口座に直接支払われます。
（なお、請求事由発生年月日が平成28年3月31日以前の場合には、24月以上の掛金納付が必要となります。）



請求するには？

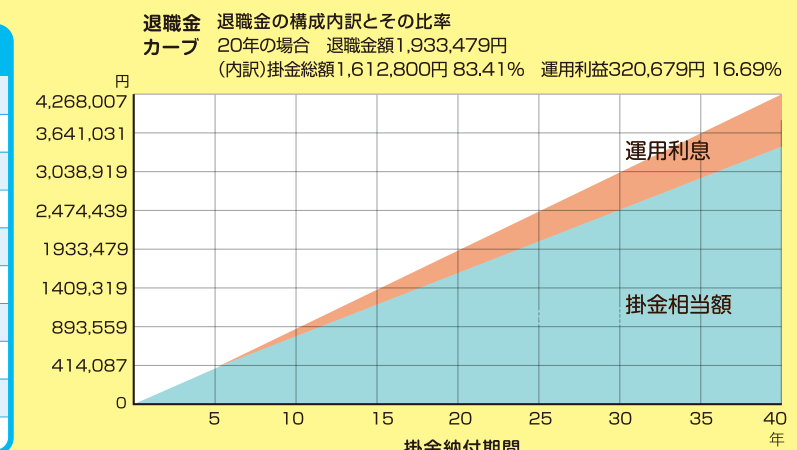
「退職金請求書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて最寄りの各都道府県の建設業協会等にある建退共の支部に提出してください。（裏表紙の支部一覧表をご参照ください。）

退職金額は？

退職金については、下の表のとおりとなっており、働いた年数が長いほど有利になります。掛金納付月数が12月以上24月未満の退職金は掛金納付額の3～5割程度の額となっております。ただし、12月以上24月未満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となっております。

建退共退職金額早見表

年(月)	掛金相当額	退職金額
1年(12月)	80,640円	24,192円
2年(24月)	161,280円	161,280円
5年(60月)	403,200円	414,087円
10年(120月)	806,400円	893,559円
15年(180月)	1,209,600円	1,409,319円
20年(240月)	1,612,800円	1,933,479円
25年(300月)	2,016,000円	2,474,439円
30年(360月)	2,419,200円	3,038,919円
35年(420月)	2,822,400円	3,641,031円
40年(480月)	3,225,600円	4,268,007円



（注）（1）この早見表は、現行の予定運用利回り及び掛金日額320円により、退職金ポイントと共済証紙の21日分を1月と換算して計算した退職金の額です。
（2）320円になる前か掛金を掛けている人の退職金は、それぞれの掛金日額ごとに、その予定運用利回りに応じて、別に計算されます。
（3）退職金額は、費用、収益及び経済事情等を勘案して予定運用利回り及び掛金日額が見直されることにより、変動することがあります。